

瀬戸内海国立公園(大分県地域)
管 理 計 画 書

平成 4 年 3 月

瀬戸内海国立公園管理事務所

目 次

第1 基 本 方 針	
1 瀬戸内海国立公園管理計画作成基本方針	1
2 大分県地域管理計画基本方針	1
3 特に保全に留意すべき保全対象とその取扱方針	3
4 瀬戸内海国立公園大分県地域の指定及び計画決定の経緯	6
第2 風致・景観の管理に関する事項	
1 許可・届出等取扱方針	8
2 公園事業取扱方針	11
第3 地域の開発、整備に関する事項	
1 各地区の利用形態及び整備方針	12
2 一般公共施設整備との調整	13
第4 土地等の管理に関する事項	
1 国有財産の管理	14
2 公園事業施設等公共施設の管理	14
第5 利用者の指導に関する事項	
1 自然解説に関する事項	15
2 利 用 規 制	15
3 利用者の安全対策	15
第6 地域の美化修景に関する事項	
1 美 化 清 掃	16
2 修景緑化指針	16
第7 各種団体との連携に関する事項	18
第8 そ の 他	19
[別 記]	
・保全対象位置図	21
・瀬戸内海国立公園普通地域（海域）内に おける水面の埋立取扱い上の留意事項	29
・瀬戸内海環境保全臨時措置法第13条第1項の埋立てに ついての規定の運用に関する基本方針について	31
・修景緑化樹種一覧	34

・瀬戸内海国立公園等連絡会議設置要領	37
[資 料]	
・関連法令等一覧	38
・許認可申請書進達ルート	40
・管理計画作成に用いた参考文献等一覧	41
・瀬戸内海国立公園大分県地域管理計画策定経緯	42
・瀬戸内海国立公園大分県地域管理計画検討会検討員	43

第1 基本方針

1 瀬戸内海国立公園管理計画作成基本方針

瀬戸内海国立公園は、昭和9年3月16日、備讃瀬戸地域を中心に日本で最初の国立公園の1つとして指定された。その後昭和25年及び昭和31年に追加指定が行われ大きく区域が拡張されたほか、公園計画の再検討により数度にわたり公園区域の変更が行われ、今日に至っている。

現在の瀬戸内海国立公園の区域は、海域は紀淡、鳴門、関門、豊与の4海峡及び家島諸島から徳山湾までの一連の海域を中心とする広大な地域であり、その面積は約77haに及ぶ。一方陸域は瀬戸内海に浮かぶ島々や瀬戸と呼ばれる海峡部、白砂青松の海岸あるいはそれらの展望地点などであり、区域は点在し、その面積も約6万3千haと海域に比べ小さい。

瀬戸内海国立公園の風景は、静かな内海の海面に多くの島々が浮かぶ穏やかで伸びやかな内海多島海景観に代表される。その特色は自然的要素と人文的要素が混ざり合っているところにある。森林はアカマツ、クロマツ、スギ、ヒノキの植林が多く、部分的に残る自然植生も寺社の境内林であるなど人文的要素を含むものが多い。また、区域内にはミカン畑や花畑などの農地や集落、漁港などもあり、風景の構成要素の一部となっている。

このような特色から、瀬戸内海国立公園の風景は人々の生活の変化や社会情勢の影響を受けやすく、指定から半世紀の間に大きく変化してきた。主なものとして大規模臨海工業地帯の形成、海洋の汚染、漁港・港湾の近代化、護岸整備による海岸の人工化、道路建設、ミカン栽培地の拡大、森林利用形態の変化に伴う植生の変化、瀬戸大橋を始めとする渡海橋の建設などが上げられる。

こうした中で環境庁及び関係県は国立公園の管理に当たり、可能な限り優れた風景を維持するよう努めてきた。その結果、国立公園としての資質を損なうことなく、時代の流れを反映した風景が形作られてきたといえる。近年はリゾート開発がブームとなり、これが風景を大きく変化させる要因となっているが、今後とも社会情勢の変化に的確に対応し、優れた風景の維持に努める必要がある。

瀬戸内海国立公園の管理は、瀬戸内海国立公園管理事務所と関係各県が協力し、関係市町村、その他の団体、住民等の協力を得ながら行っているが、これを適正かつ円滑に行うには、時代の流れに応じ、地域の特色や実状に応じたきめ細やかな国立公園管理の方針を明確にすることが重要である。そこで瀬戸内海国立公園管理事務所は、瀬戸内海国立公園の管理方針を明確にするため、地域毎に管理計画を作成する。

2 大分県地域管理計画基本方針

(地域の概要)

大分県地域は、昭和25年及び昭和31年の瀬戸内海国立公園の追加指定の際に国立公園区域となった(高崎山は昭和31年に阿蘇国立公園から編入された)。その区域は瀬戸内海国立公園の最西部に

位置し、姫島、国東半島、高島及び高崎山の4地区からなる。

地形、地質は、高島地区以外では、領家帯花崗岩の基盤を更新世後期の火山噴出物が広く覆っており、火山とその侵食地形が見られる。なかでも夷の耶馬溪式景観は特異なものである。高島地区では、三波川帯の変成岩類が露出し、晶質石灰岩の海食崖など優れた風景を形作っている。

植生は、全体的には姫島、国東半島両地区では自然度が低いところが多く、高島、高崎山の両地区では自然度が高いところが多い。姫島地区では、クロマツ植林と耕作地が大部分を占めるが、比売語曾社には自然植生のスダジイ林が残る。国東半島地区では、スギ・ヒノキ植林、アカマツ植林及び代償植生のコナラ林が大部分を占めるが、文殊仙寺には自然植生のウラジログシ林が残る。また、夷、ハジカミ山などにイワシデを構成種とする特殊な岩上植物群落が見られる。高島では、自然植生のウバメガシ林、スダジイ林及びタブ林が広い面積を占めるほか、代償植生のアラカシ林、シイ・カン萌芽林が見られる。また、ビロウ、アコウなど亜熱帯性の植物が自生し、ビロウは豊後水道での分布の北限となっている。高崎山地区では、山腹に代償植生のシイ・カン萌芽林が広く分布するほか、山頂付近に代償植生のコナラ林、南斜面にクヌギ植林、北東斜面に代償植生のアラカシ林が比較的広く分布する。

動物は、人為的影響の少ない森林や島嶼が、特定の種の重要な生息地となっていることが特筆される。代表的なものとして高崎山のニホンザルと高島のウミネコが上げられる。鳥類は、姫島、国東半島、高島の各地区でそれぞれ50数種が確認されている。哺乳類は、小型哺乳類以外については国東半島地区で8種、高崎山地区で1種が確認されている。また、国東半島地区では2種のサンショウウオ類の生息が確認されている。

また、各地区に史跡が見られる。特に国東半島は六郷満山の地と呼ばれ、かつて仏教文化の栄えた地域であり、国立公園区域内にもそれらの史跡や神社、仏閣等があり、大分県地域の特色の1つとなっている。

国立公園の利用は、ニホンザルの観察、自然探勝と史跡めぐり、釣り、海水浴、キャンプなどが主であり、利用者数は年間約112万人である。

(管 理 方 針)

大分県地域においては、特に次の点に留意して、国立公園の管理を行う。

(1) 自然植生の保全

この地域の自然植生は稀少であり、学術的にも重要なものがあるので、厳正な保護に努める。

また、代償植生の中には自然植生へ回復しつつあるものがあるので、これらについては極力人為の干渉を排除して、自然な遷移を妨げないようにする。

(2) 野性動物の生息環境の保全

ニホンザルが生息する高崎山を始めとして、国立公園内には野性動物の重要な生息地となっているところが少なくない。これらについては極力その環境を保全し、野性動物の保護を図る。

(3) 地 形 の 保 全

優れた風景を構成する地形や特殊な地形・地質が観察されるところについては、極力地形の改変を抑制し、その保全を図る。

(4) 自然海岸の保全

自然海岸は生態学的にも景観的にも重要であるが、瀬戸内海国立公園では著しく減少しており、その保全はますます重要となってきた。大分県地域においても自然海岸の改変を極力抑制し、その保全に努める。

また良好な半自然海岸については、その状態の維持を図る。

(5) 海域の汚染防止

公園内の各種行為が海域に汚染をもたらすことのないよう指導する。

(6) 公園利用の促進

公園利用者が、国立公園の優れた自然環境に十分に接することができるよう、公園利用施設の整備を図るとともに、自然解説、情報提供等ソフト面でのサービスの向上を図る。

(7) 関係機関との連携

瀬戸内海国立公園管理事務所及び大分県は、公園の管理に当たり相互に十分連絡・調整を図るとともに、関係市町村との連携に努める。

(8) 住民生活への配慮

地域住民の生活や農林漁業活動に必要な行為については、取扱いに配慮する。

3 特に保全に留意すべき保全対象とその取扱方針

次のとおり特に保全に留意すべき保全対象とその取扱方針を定める。

位置についてはP20～28の保全対象位置図のとおり。

保 全 対 象	概 要	取 扱 方 針
1 比売語曾社のスダジイ林 (姫島地区) (第2種特別地域) [すぐれた自然]	スダジイが優占種である自然植生。	厳正な保護に努める。
2 文殊仙寺のウラジログシ林 (国東半島地区) (第2種特別地域) [すぐれた自然、特定植物群落、 県指定天然記念物]	ウラジログシが優占種である自然植生。大分県内におけるウラジログシ林は激減しており、この森林は極めて貴重である。	

保 全 対 象	概 要	取 扱 方 針
3 高島の森林 (高島地区) (第1種特別地域, 第2種特別地域) [すぐれた自然, 特定植物群落, 県指定天然記念物(ビロウ自生地)]	自然植生であるスダジイ林, タブ林, ウバメガシ林及び代償植生であるアラカシ林, シイ・カシ萌芽林, ササ・タケ林, クロマツ林などからなる。 また島内にはビロウが数本生育しており, これらは豊後水道における分布の北限に当たるものであり貴重である。	自然植生については厳正な保護に努める。 代償植生については公園利用以外の目的による改変は極力抑制する。また, 公園施設の設置についても影響の少ない範囲で行う。
4 高崎山のアラカシ林 (高崎山地区) (特別保護地区) [すぐれた自然]	アラカシを優占種とする代償植生。	厳正な保護に努める。
5 夷, 三畑, ハジカミ山, 黒木山, 文珠山, 両子山, 鷲巣岳などの岩上植物群落 (国東半島地区) (第2種特別地域, 普通地域) [すぐれた自然, 特定植物群落]	山頂や尾根の岩上にはイワシデを優占種とする特殊な森林が見られる。これらは量的に少なく貴重である。 岩壁の急斜面にはイブキシモツケを優占種とする低木林が見られる。 中腹の陰湿地の岩壁に点在するイワギリソウはこの地域だけに生育するものであり貴重である。	極力改変を抑制する。
6 国東半島のキジ(キュウシュウキジ), ヤマドリ(アカヤマドリ)の生息地 (国東半島地区) (第2種特別地域)	キジは平地から山地の草原, 農耕地, 川原, 林縁, 疎林等に住む留鳥。放鳥している地域を除き全国的に減少傾向にある。 ヤマドリは平地から山地のよく繁った林に住む留鳥。九州北部に生息する亜種のアカヤマドリは減少が著しい。	生息環境の保全に配慮する。
7 国東半島のブチサンショウウオ, オオイタサンショウウオの生息地	ブチサンショウウオは標高約400m以上の溪流付近に生息している。生息地がスギ, ヒノキの植林地と	生息環境の保全に配慮する。

保 全 対 象	概 要	取 扱 方 針
(国東半島地区) (第2種特別地域, 普通地域) [すぐれた自然(オオイタサンショウウオを除く)]	なっていることが多く, 人為による繁殖阻害が考えられる。 オオイタサンショウウオは森や林に囲まれた水溜り, 水田の溝, 道路の側溝などの付近に生息している。生息地が人間の生活圏に近い生息地の破壊が進んでいる。	
8 国東半島のニホンジカ(キュウシュウジカ)の生息地 (国東半島地区) (第2種特別地域)	九州全体のニホンジカの分布は極めて疎らで薄くなっている。国東半島地区ではある程度の集中傾向は見られるものの, 他の生息域と分断されており, 生息環境の悪化による生息数の減少が憂慮されている。	生息環境の保全に配慮する。
9 高崎山のニホンザル(ホンダザル)の生息地 (高崎山地区) (特別保護地区, 第2種特別地域) [すぐれた自然, 国指定天然記念物]	高崎山一帯に3群, 約2,000匹のニホンザルが生息している。	公園利用以外の目的による改変は極力抑制する。
10 高島のウミネコの生息地 (高島地区) (第1種特別地域, 第2種特別地域) [すぐれた自然, 県指定天然記念物(ウミネコ営巣地), 鳥獣保護区特別保護地区]	島の北東部の岬と岩礁を中心にウミネコのコロニーが形成される。コロニーは5,000羽以上が集合する大きなものである。	コロニー形成地の改変は極力抑制する。
11 観音崎の黒曜石 (姫島地区) (普通地域) [すぐれた自然, 県指定天然記念物]	灰色の黒曜石からなる岩体がある。この黒曜石は多くの古代人によって石器に使われ, その石器が西部瀬戸内海沿岸の各地で発見されており, 考古学的にも重要である。	地形の保全に配慮する。

保 全 対 象	概 要	取 扱 方 針
12 大海海岸，丸石鼻の地層褶曲 (姫島地区) (普通地域) [すぐれた自然，県指定天然記念物 (大海海岸)]	矢筈岳の火山噴出に伴う地殻変動を示すものである。	主要観察地点においては，地形の保全に配慮する。
13 夷の集塊岩峰 (国東半島地区) (第2種特別地域) [すぐれた自然]	凝灰角礫岩が差別侵食された耶馬溪式景観と呼ばれる特異な景観である。	極力改変を抑制する。

*すぐれた自然：環境庁の第1回自然環境保全基礎調査による。

特定植物群落：環境庁の第2回及び第3回自然環境保全基礎調査による。

4 瀬戸内海国立公園大分県地域の指定及び計画決定の経緯

(1) 公 園 区 域

昭和25年 5月18日	145号	区域指定 (姫島)
昭和31年 5月 1日	104号	区域追加 (国東半島，高島)
	105号	区域追加 (高崎山，阿蘇国立公園より編入)
昭和59年 9月20日	42号	再検討
		区域拡張 (国東半島，高崎山の一部)
		区域削除 (国東半島，高崎山の一部)

(2) 保 護 計 画

昭和28年 9月 3日	284号	特別保護地区指定 (高崎山)
昭和32年10月23日	341号	公園計画決定 (地種区分決定)
	343号	特別地域指定
昭和59年 9月20日		再検討
	43号	地種区分の一部変更
	44号	特別地域区域変更
	45号	特別保護地区区域変更

(3) 利 用 計 画

昭和28年 9月 3日	284号	広場 1，園地 1，博物館 1 決定
昭和29年 2月18日	41号	園地 1 決定
昭和29年 6月 1日	149号	動物園 1 (阿蘇国立公園)

昭和32年10月23日	341号	園地 7，宿舍 4，野営場 2，水泳場 1，栈橋 1， 公衆浴場 1，車道 2，歩道 7 決定
昭和48年 2月 2日	7号	車道 1，歩道 1 変更
昭和59年 9月20日	43号	再検討による変更

第2 風致・景観の管理に関する事項

1 許可・届出等取扱方針

自然公園法第17条、第18条及び第20条に基づく許可及び届出等については、「国立公園及び国定公園の許可・届出等の取扱要領（昭和54年6月30日環自保第250号）」及び「国立公園内における各種行為に関する審査指針（昭和49年11月20日環自企第570号）」によるほか、下記の取扱方針によって取り扱う。

行為の種類	取 扱 方 針
1 工作物	
(1) 建築物	① 外観意匠 (ア) 屋根の形態 特殊な用途の建築物を除き、原則として切妻、寄棟もしくは入母屋型の勾配屋根とする。 (イ) 屋根の色彩 周囲の自然に調和した低彩度の色とし、こげ茶色、黒、灰色、暗緑色を標準とする（銅板葺を含む）。 (ウ) 壁面の色彩 周囲の自然に調和した低彩度の色とし、こげ茶色、うす茶色、灰色を標準とする。 ② 修景緑化 第6-2修景緑化指針による。
(2) 道 路	① 法面等の処理 緑化可能な箇所は原則として緑化する。必要に応じ法枠工、緑化ウォール工を用いる。 緑化が困難な法面においても、極力モルタル吹付を避け、緑化特殊モルタルや落石防護ネット等により対処する。 やむを得ずモルタル吹付を行う場合には、必要に応じてセメントに顔料を混ぜる等の方法により着色を行う。 なお、緑化植物については第6-2修景緑化指針による。 ② 交通安全柵 色彩は灰色を標準とする。 極力ガードケーブルを用いる。

行為の種類	取 扱 方 針
	③ 落石防護柵 色彩は灰色を標準とし、周囲の状況に応じてこげ茶色、暗緑色等とする。 ④ 擁 壁 公園利用者に望見され易い場所にあつては、自然石または自然石に模したブロックを用いるか、化粧型枠工または表面の粗面化処理を行う。また、周辺の状況に応じてソタ類により緑化を行う。 ⑤ 残 土 原則として国立公園外に搬出する。 ⑥ 跡地整理 工事跡地は、速やかに整理し修景緑化を図る。
(3) 電柱、鉄塔 アンテナ	① 電 柱 (ア) 位 置 主要展望地点、展望方向の景観を阻害する位置を避ける。 (イ) 色 彩 灰色を標準とし、周囲の状況に応じてこげ茶色、暗緑色等とする。なお、同一路線上ではなるべく統一を図る。 (ウ) 共 架 極力電力線と電話線の共架を図る。 (エ) 地下埋設 主要展望地点とその周辺においては、極力地下埋設を行う。 (オ) 広告物 営業広告物は認めない。 ② 鉄塔、アンテナ 主要展望地点、展望方向の景観を阻害する位置は避ける。 色彩は灰色を標準とし、周囲の状況に応じてこげ茶色、暗緑色等とする。 航空障害対策は極力色彩によらず、閃光式標識等の設置により行う。
(4) 砂防、治山 施設	公園利用者の目につき易い場所にあつては、自然石またはそれに模したブロックを用いるか、化粧型枠工、表面の粗面化仕上げを行う。また必要に応じてセメントに顔料を混ぜる等の方法により着色を行う。落石防止柵については、周囲の状況に応じて灰色、こげ茶色、暗緑色等とする。
(5) 海岸保全施 設、防波堤等	公園利用者の目につき易い場所にあつては、自然石またはそれに模したブロックを用いるか、化粧型枠工、表面の粗面化仕上げを行う。また必要に応じてセメントに顔料を混ぜる等の方法により着色を行う。

行 為 の 種 類	取 扱 方 針
2 木竹の伐採	保全対象となっている森林の樹木については、原則として伐採を認めない。その他の自然性の高い森林についても極力保全を図る。保全対象の周辺の森林については、保全対象に影響が及ばないよう配慮する。
3 水面の埋立	① 特別地域地先水面の埋立 (ア) 原則として許可しないものとする。ただし、次の場合にあってはこの限りでない。 (a) 地域住民の生活上必要なもの及び農業、漁業の用に供されるものであって必要性が高くかつ他に適地がないと認められるもの。 (b) 既に人工海岸、半自然海岸になっていて、その地先で養浜を行う等自然景観の回復を目的とする場合。 (c) 陸上部に人工的施設が多数密集するなど、自然状態が著しく改変されている場合。 (イ) 予め十分な環境影響調査を実施する。 (ウ) 公園利用者の目につきやすい場所にある護岸等の工作物は、自然石またはそれに模したブロック仕上げとするかセメントに顔料を混ぜる等の着色を行い風致上の支障の軽減を図る。 (エ) 施設の設置によって生じる潮流等の変化が、周辺海岸に著しい支障を及ぼさないことが明らかにされたものであること。 (オ) 水質汚濁防止膜の設置を図る等施工方法に十分配慮する。 ② 普通地域内水面の埋立 別記「瀬戸内海国立公園普通地域（海域）内水面の埋立取扱い上の留意事項」（P 29, 30）のとおりとする。

2 公園事業取扱方針

公園事業については、「国立公園事業及び国定公園事業取扱要領（昭和33年4月30日付け国発第278号）」によるほか、下記の取扱方針によって取り扱う。

事 業 の 種 類	取 扱 方 針
1 宿 舎 (国東半島地区：両子寺)	宿舎の外観は周囲の自然及び寺院等歴史的建築物と調和したものとする。
2 園 地 (姫島地区：両瀬、観音崎、柱ヶ鼻岳／高島地区：高島)	自然探勝、散策、休憩、展望等に必要な施設を適切に整備する。利用者の興味に応え、自然に対する理解を助けるため解説板等を適切に配置する。
3 野 営 場 (姫島地区：南浦／国東半島地区：両子寺／高島地区：高島)	安全性、衛生性、利便性及び快適性に配慮して充実した施設の整備及び十分な管理を行う。
4 水 泳 場 (姫島地区：南浦)	必要に応じて便益施設を整備する。
5 動 物 園 (高崎山地区：高崎山)	建築物の外観は周囲の自然及び寺院等歴史的建築物と調和したものとする。
6 車 道 (姫島地区：1路線／国東半島地区：5路線)	構造等については、許可・届出等取扱方針(2)道路の取扱方針に同じ。
7 歩 道 (姫島地区：1路線／国東半島地区：5路線／高島地区：1路線)	休憩施設、公衆便所等を適切に配置するとともに、利用者の興味に応え、自然に対する理解を助けるため解説板等を適切に配置する。
8 係留施設 (高島地区：高島)	必要に応じた規模、構造とする。

第3 地域の開発、整備に関する事項

1 各地区の利用形態および整備方針

(1) 姫島地区

姫島は国東半島の東北約4kmに位置し、九州本島とは国見町の伊美港と姫島の姫島港を結ぶ定期航路（フェリー）により結ばれている。便数は1日12便、所要時間は25分である。

姫島地区での利用形態は、海水浴、海浜キャンプ、景勝めぐり、釣りなどが主であり、年間の利用者数は約4万6千人である。景勝めぐりには自動車のほかレンタサイクル、島巡り船が利用されている。

姫島地区においては、現在執行されている事業は姫島線道路（車道）のみであるが、公園区域内の主な興味地点には行為許可等により案内板、休憩所等が整備されている。今後はそれらの施設を公園事業として捉えるよう努めるとともに、休憩所、公衆便所、案内板など利用者の便宜を図るために必要な施設を中心に施設の整備、充実を図る。

(2) 国東半島地区

国東半島地区は国東半島の中心部に位置し、そこから放射状に延びる道路により国東半島の外周を回る国道と連絡している。利用の最も多い両子寺には安岐町市街及び備後高田市市街より定期バスがある。それぞれ約20km及び約26kmの道のりである。アクセスには定期バスのほか定期観光バス、観光バス、自家用車等が用いられる。

国東半島地区では、両子寺や文殊仙寺などの仏閣の参拝、夷耶馬等の景勝めぐり、両子山登山などに年間約18万人の利用がある。

国東半島地区においては、宿舍1箇所、車道1路線、歩道1路線が事業執行されているのみであるが、現在既に供用されている車道3路線については、公園事業として捉えるよう努めるとともに、利用の実態のある歩道を中心に公園利用施設の整備を推進する。特に利用者が自然に親しみやすいよう案内板、解説板等の配置に配慮する。

(3) 高島地区

高島は佐賀関半島の東約3kmに位置する。不定期航路により佐賀関漁港と結ばれており、所要時間は約20分である。

高島地区においては、佐賀関町により園地、野営場、歩道及び係留施設が公園事業施設として整備されている。この地区の利用は夏期に集中しており、キャンプ、海水浴、釣り、自然探勝などが行われている。年間利用者数は5千人である。

高島は全島が公園区域に指定されており、また全島が県有地であるため自然公園目的専用地として管理することが可能であるので、公園利用施設以外の施設は極力排除し、公園利用施設の整備を、保護と利用のバランスに留意して、計画的に行う。特に高島は自然度の高い植生やウミネ

コのコロニーを始めとする自然観察対象に恵まれているので、自然観察等の利用を推進するため自然探勝路等の整備を図る。

(4) 高崎山地区

高崎山地区は別府市の中心から約4km、大分市の中心から約8kmの位置にある。

利用の中心は高崎山動物園での野生のニホンザルの観察であり、年間利用者89万人の大部分を占める。そのほか高崎山登山等が行われている。

この地区では動物園のみが利用施設として計画されており、大分市により事業執行されている。高崎山動物園については、必要に応じて施設の改善を図る。

公園事業として把握されない歩道等の新・改・増築等については、現状を大きく改変しない程度にとどめる。

2 一般公共施設整備との調整

種々の公共的事業と国立公園との調整を円滑に進めるため、下記の手順で調整を行う。

(1) 道路、港湾、漁港、治山、砂防、海岸、河川、林道等

次年度に実施が計画されている事業について、国立公園管理事務所は12月に県の国立公園担当部局に照会を行い、県の国立公園担当部局は県内の事業について取りまとめて1月中に国立公園管理事務所に提出する。これに対し、国立公園管理事務所では、県国立公園担当部局に調整方法等について指示し、県はそれに基づいて事業者との調整を行う。国立公園管理事務所は必要に応じて事業者から直接計画内容の聴取を行い、調整を行う。

(2) NTTの事業

毎年度始めにNTTから国立公園管理事務所及び県に対し、当年度事業計画の説明があるので、その際に調整を行う。

(3) 林道

林道主管課は林野庁林道課長通知に基づき、次年度の事業計画につき、1月中に国立公園管理事務所及び県自然保護主管課と調整を図ることとされている。調整状況については、毎年3月上旬に環境庁自然保護局国立公園課に報告するのが通例であり、報告に先立ち国立公園管理事務所から県自然保護主管課あてに照会が行われる。

第4 土地等の管理に関する事項

1 国有財産の管理

該当無し

2 公園事業施設等公共施設の管理

施設の管理責任を負う施設の設置者（公園事業執行者）または管理受託者が定期的に点検を実施し、施設の安全性、快適性等を確認するよう指導する。

また、環境庁及び大分県は、市町村の協力を得ながら施設の点検を行い、施設の安全性、快適性及び施設の設置目的が十分達成されているかどうかについて確認し、公園事業執行者に対し必要な指導を行う。

第5 利用者の指導に関する事項

1 自然解説に関する事項

自然解説活動は、利用者が自然に接し、楽しみ、自然を理解する助けとなるものであり、国立公園の本来の利用を推進する上で重要なものである。

しかし、大分県地域の自然解説活動は、高崎山における若干の活動を除けばほとんど行われていないのが実状である。

自然解説活動を活発化するには、フィールドの整備、活動の拠点作り、人材の確保及び活動のコーディネート（企画・運営・調整）が必要であるが、大分県地域はこれらを行うのに必ずしも恵まれた条件にあるとは言えない。

そこで当面は、比較的实现性が高いと考えられるセルフガイド式自然探勝路の整備、各種案内板、解説板等の充実、自然解説パンフレットの作成を行うものとする。解説者による解説活動は将来的課題として取り組む。

2 利用規制

植生の保護、野生動物の生息地の保護、利用環境の保全、その他の目的を達成するために利用を規制する必要がある場合には、その方策について検討する。

その際には、関係機関との調整に配慮する。

3 利用者の安全対策

公園事業施設の安全性の確保については、事業者の責任において行うものとする。

環境庁及び大分県は事業が適正に行われるよう指導する。

第6 地域の美化修景に関する事項

1 美化清掃

公園利用施設に係る美化清掃については、事業執行者の責任において行うことを原則とし、公園利用施設以外の公園区域の美化清掃については、土地あるいは施設の管理者の責任において行うことを原則とする。また、必要に応じて環境庁、大分県、関係市町村及び民間団体が協力して清潔の保持に努める。

公園利用に伴うごみ投棄の対策に当たっては、公園利用者のマナーの向上を図ること重点をおいて、「ごみは持ち帰ろう」「ごみはごみ箱へ」などの呼びかけを行う。呼びかけは口頭指導及びごみ箱、案内板等への掲示によって行うほか、自然公園クリーンデーにおけるキャンペーン活動や一斉清掃の実施についても検討する。

国立公園内においては、ごみを持ち帰ることを原則とし、利用拠点等で十分な管理が可能な場所に限りごみ箱の設置を行う。ただし、ごみの発生原因となるような物品販売施設（自動販売機を含む）にあっては、その設置者あるいは管理者がごみ箱を設置し、責任を持ってごみの回収を行うよう指導するものとする。

海洋の汚染については、漂着ごみによるものも多いところから、根本的解決には広域的な対策が不可欠であるが、対策の検討に向けて関係機関との調整に努める。

2 修景緑化指針

各種行為によって生じた裸地は、国立公園の風致、景観を損なうことのないよう以下の点に留意の上、速やかに修景緑化を行うよう行為者を指導する。

(1) 支障木の移植

工事に当たっては、可能な限り既存樹木を保存するものとするが、やむをえず支障木が生じる場合には、それを極力移植するものとする。

(2) 裸地の緑化

工事にともない生じた裸地は緑化する。緑化は修景の効果を速く得るため可能な限り樹木の植栽を含む方法によるものとし、それが困難な場合には、その他の方法を用いる。

(3) 植栽に使用する樹種

緑化に当たっては、できる限り郷土産の樹種を使用する。主な樹種については別表「修景緑化樹種一覧」（P34, 35）のとおり。

(4) その他の緑化に使用する植物

緑化に当たっては、できる限り郷土産の植物を使用する。

張芝ではシバ、コウライシバ。

種子吹付、植生土^の工等ではヨモギ、ススキ、メドハギ、ヤマハギ、ヤシャブシ、ウバメガシ、アカマツ、クロマツなど。

第7 各種団体との連携に関する事項

大分県地域は、瀬戸内海国立公園管理事務所から最も遠隔の地域であり、国立公園の管理に当たっては、公園管理者である環境庁及び大分県が相互に十分連絡・調整を行うとともに、市町村をはじめとする各種団体と連携することが特に重要である。これらの連絡・調整については随時行いとともに、連絡会議等を開催して一層の連携強化を図る。

瀬戸内海国立公園管理事務所管内においては、国立公園管理事務所と関係地方公共団体との連携を図るためP37記載の設置要領により「瀬戸内海国立公園等連絡会議」を設置している。

また、同要領により必要に応じて設置することとなっている市町村を加えた「地域連絡会議」の設置を検討する。

第8 そ の 他

以上各項目のほか次の点に留意して、適正に公園の管理を行う。

- (1) 許認可手続きの迅速化及び調整の必要のある事案についての早期連絡調整を図る。
- (2) 必要に応じ、自然公園法の規制を分かりやすく解説したパンフレットを作成する。

保全対象位置図（国東半島地域）

13 夷の集塊岩峰

5 夷，三畑，ハジカミ山，黒木山，文珠山，両子山，鷲巣岳などの岩上植物群落

2 文殊仙寺のウラジオガン林

6 国東半島のキジ（キュウシュウキジ），ヤマドリ（アカヤマドリ）の生息地

7 国東半島のブチサンショウウオ，オオイタサンショウウオの生息地

8 国東半島のニホンジカ（キュウシュウジカ）の生息地

1:50,000

0 1000 2000 3000

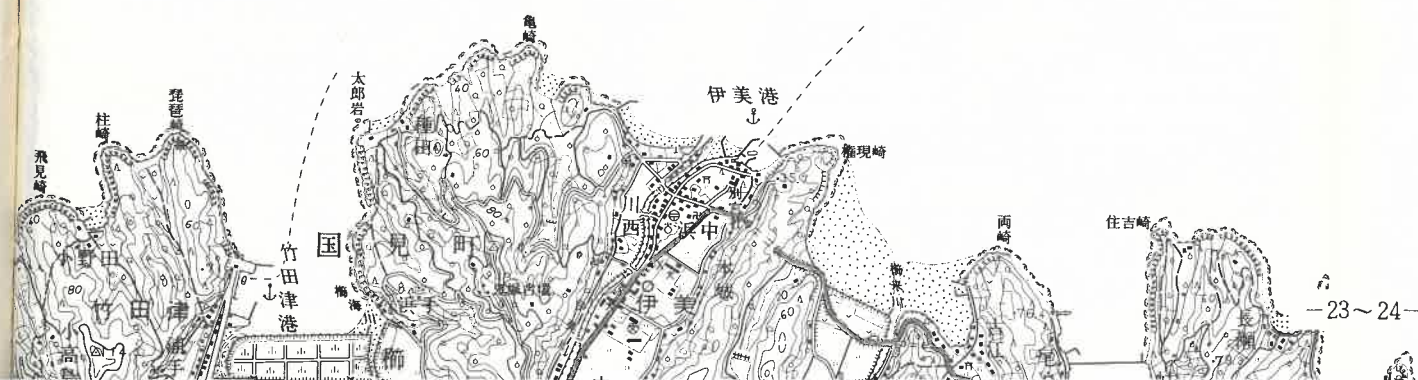
保全対象位置図（姫島地域）

周 防 灘

11 観音崎の黒曜石

12 大海海岸、丸石鼻の地層褶曲

1 比売語曾社のスダジイ林



1:50,000

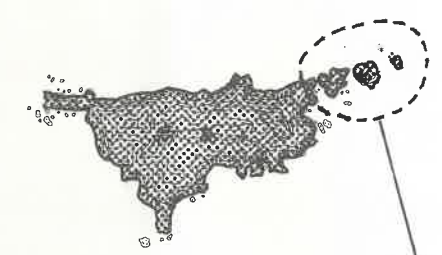
1000 m 0 1000 2000 3000

保全対象位置図（高島地域）



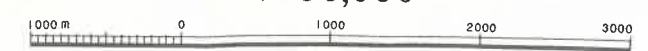
3 高島の森林
(全島)

牛島
3



10 高島のウミネコの生息地

1:50,000



豊予海峡（速吸瀬戸）

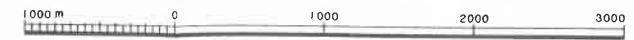
保全対象位置図（高崎山地域）



4 高崎山のアラカン林

9 高崎山のニホンザル
(ホンドザル)の生息地
(一帯)

1:50,000



瀬戸内海国立公園普通地域（海域）内における 水面の埋立取扱い上の留意事項

瀬戸内海国立公園普通地域（海域）内における水面の埋立については、以下の各事項に留意して取り扱うものとする。

1. 埋立理由に関する事項

当該地以外ではその目的を達成することが困難なもので、次の各項目のいずれかに該当すること。

- ア. 地域住民の日常生活に必要なもの。
- イ. 港湾あるいは漁港関連施設の整備に必要なもの。
- ウ. 地域の社会・経済的理由から計画されたもので必要性が認められるもの。
- エ. 災害防止のため埋立以外に方法がないもの。

2. 埋立位置に関する事項

- (1) 次に示す地区等の地先を極力避けた位置であること。
 - ア. 特別保護地区及び特別地域（共にその周辺を含む）
 - イ. 自然海岸
- (2) 野生生物の保護上重要な干潟や浅海等に影響を及ぼさない位置であること。
- (3) 主要な展望地から見て、風景の保護上著しく支障とならない位置であること。

3. 環境・風景の保全に関する事項

- (1) 埋立の規模及び形状が適切であること。
- (2) 埋立地の利用計画が、明らかにされているものであって、その内容が適切であること。
- (3) 埋立地に設置される工作物の規模、形態等が、周囲の風景と調和するものであること。特に、リゾート開発に伴う施設及び高層建築物・巨大工作物等風景に与える影響が大きいものについては慎重に取扱うこと。
- (4) 必要に応じ、埋立地に十分な緑化が計画されていること。
- (5) 埋立による潮流の変化がもたらす水質の悪化の度合及び異常堆砂・異常洗掘等による隣接海岸への影響の度合が軽微であること。
- (6) 周囲の海水浴場等に与える影響が軽微であること。
- (7) 埋立工事に伴う濁水が周辺海域へ拡散しない工法がとられていること。

4. そ の 他

次頁記載の「瀬戸内海環境保全臨時措置法第13条第1項の埋立てについての規定の運用に関する基本方針について」（昭和49年5月9日 瀬戸内海環境保全審議会答申）の内容に合致したものであること。

瀬戸内海環境保全臨時措置法第13条第1項の埋立て についての規定の運用に関する基本方針について （抜 粋）

昭 和 49 ・ 5 ・ 9

瀬戸内海環境保全審議会答申

昭和48年12月24日付け諮問第1号をもって諮問された埋立ての規定の運用についての基本的な方針については、別紙のとおりとりまとめたので答申する。

なお、当審議会としては、瀬戸内海の環境の一層の悪化を防止するため瀬戸内海環境保全臨時措置法が全会一致の議員立法として制定された経緯にもかんがみ、瀬戸内海における埋立ては厳に抑制すべきであると考えており、やむを得ず認める場合においてもこの観点にたって別紙の基本方針が運用されるべきであると考えていることをこの際特に強調しておくものである。

また、当審議会としては別紙の内容を具体的なものとするため引き続き調査審議を行うこととしているので今後の瀬戸内海における埋立てについての免許又は承認に関する処分の状況について報告するよう要望する。

〔別 紙〕

瀬戸内海環境保全臨時措置法第13条第1項の埋立て についての規定の運用に関する基本方針

瀬戸内海がわが国のみならず世界においても比類のない美しさを誇る景勝地として、また、国民にとって貴重な漁業資源の宝庫として、その恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきものであるという特殊性を有することにかんがみ、瀬戸内海の環境保全に関する基本計画が策定されるまでの間、瀬戸内海における埋立ては、すでに悪化せる瀬戸内海の環境に及ぼすものであるという認識に立ち、瀬戸内海の環境の一層の悪化を防止するため、瀬戸内海における公有水面埋立法第2条第1項の免許又は同法第42条第1項の承認にあたっては、左記事項を十分配慮すること。

記

1 次の各項目毎に十分配慮されたものであることを確認すること。

(1) 海域環境保全上の見地

(イ) 海面の消滅及び自然海岸線の変更による海水の自浄能力の低下がもたらす周辺海域の水質への影響の度合いが軽微であること。

(ロ) 埋立地からの排水（流出水・浸出水を含む）によって、COD汚濁負荷量の目標値をこえる

ことにならないこと。

(イ) 埋立てによる潮流の変化がもたらす水質の悪化の度合及び異常堆砂・異常洗掘等による隣接海岸への影響の度合が軽微であること。

(ロ) 埋立工事に伴うにごり等の周辺海域への拡散等による水質の悪化の度合を軽微にする工法がとられていること。

(2) 自然環境保全上の見地

(イ) 埋立て、埋立地の用途及び埋立工事による自然環境（生物生態系、自然景観及び文化財を含む。）への影響の度合が軽微であること。

(ロ) 埋立てそのものの海水浴場等の利用に与える影響が軽微であること。

(3) 水産資源保全上の見地

(イ) 埋立てにより消滅する海面及びその周辺海域における水産資源及びその利用に与える影響が軽微であること。

(ロ) 埋立地からの排水（流出水・浸出水を含む）による水産資源への影響が軽微であること。

(ハ) 埋立工事に伴う汚染の拡散が、水産資源及びその利用に与える影響の度合を軽微にする工法がとられていること。特に有害水底土砂の浚渫又は封じ込めに係る埋め立ての場合は埋立工事中の拡散を防止する工法がとられていること。

2 次の(1)に示す区域での埋め立ては極力さけ、(2)に示す区域での埋立てはこれに準じて十分配慮すること。

(1)(イ) 水産資源保護法による保護水面（その周辺を含む）

(ロ) 自然公園法による特別保護地区（その周辺を含む）、特別地域（その周辺を含む）及び海中公園地区

(ハ) 自然環境保全法による原生自然環境保全地域（その周辺を含む）、特別地区（その周辺を含む）及び海中特別地区

(ニ) 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律による特別保護地区

(ホ) 文化財保護法による史跡名勝天然記念物に指定された地域（その周辺を含む）

(2) 瀬戸内海漁業取締規則による藻場等ひき網漁業禁止区域

※注 沿岸漁場整備開発法（案）が成立した場合には、同法による育成水面は、本項に準じて取り扱うこととする。

3 次の海域については、次に示している留意事項に適合しない埋立てはできるだけさけるように配慮すること。

海 域		留 意 事 項
大阪湾奥部	（大阪府泉南郡阪南町男里川河口左岸から兵庫県神戸市須磨区妙法寺川河口右岸に至る陸岸の地先海域）	公害防止・環境保全に資するもの、水質汚濁防止法による特定施設を設置しないもの又は、汚濁負荷量の小さいもの。
播磨灘北部	（兵庫県江井島港西防波堤灯台から岡山県玉野市沼灰山出崎突端に至る陸岸の地先海域）	
播磨灘中央部のうち香川県側	（香川県大川郡志度町馬ヶ鼻突端から香川県高松市郷東町香東川河口左岸に至る陸岸の地先海域）	
水 島 灘	（岡山県倉敷市下津井西ノ鼻突端から広島県阿伏兎灯台に至る陸岸の地先海域）	
ひろしま灘のうち愛媛県側	（愛媛県川之江市川之江町余木余木崎から、愛媛県越智郡波方町大角鼻突端に至る陸岸の地先海域）	
安芸灘のうち広島県側及び広島湾	（広島県呉市仁方町戸田東重岩灯標から山口県玖珂郡大島町瀬戸山鼻に至る陸岸の地先海域）	

※1 前表の海域欄の区域は、汚濁度、滞留度及びCOD汚濁負荷流入量の総合的評価が平均をこえる区域であり（別表1参照）、その区分は別図1のとおりとする。ただしこれらの海域及びその他の海域においても、汚濁度、滞留度及びCOD汚濁負荷流入量が当該海域全体の平均的な特性と著しく異なる特性をもつ地区においては、実情に応じた配慮をすること。

（別表1（略））

※2 響灘については、滞留度指数が判明した段階で当該指数と汚濁度及びCOD汚濁負荷流入量の指数の総合評価が総合指数の平均である300をこえることになれば、前表の海域に含まれることとする。

4 面積の極めて小さい埋立て（1ha程度）については、1、2の適用に当たって当該埋立てが小規模であることを勘案しうるものとする。

修景緑化樹種一覽

高 木

和 名	生 長	乾 湿	陰 陽	性 状	観 賞 期	潮 害	大気汚染
アカガシ	速	中	陰	常高(20)		中	中
アカマツ	速	乾	陽	常高(40)		弱	弱
アカメガシ	速	中	陽	常高(10)		一	一
アキニレ	速	湿	半陽	落高(10)		強	中
アベマキ	速	中	陽	常高(15)		中	一
アラカシ	速	中	半陽	常高(15)		強	中
イイギリ	速	中一湿	陽	落高(15)	果(10-11)	一	一
イスノキ	中	乾	半陽	常高(20)	花(4-5)	強	強
イヌマキ	中	湿	陰	常高(15)		強	中一強
ビャクシン	遅	乾	陽	常高(15)		強	強
イロハモミジ	速	湿	半陽	落高(10)	葉(10-11)	中	中
ウバメガシ	遅	乾	半陽	常高(10)		強	強
ウラジロノキ	速	乾	陽	落高(15)	葉・果(9-10)	一	一
エノキ	速	中一湿	半陽	常高(20)		中	中
オガタマノキ	遅	中	陰	常高(15)	花(3-4)	中	中
カクレミノ	遅	湿	陰	常高(10)		強	一
カゴノキ	中	中	陰	常高(15)		一	一
クサギ	速	中	陽	落高(8)	花(7-9)	一	一
クスノキ	速	中	半陽	常高(25)		中	強
クロガネモチ	遅	湿	陽	常高(10)	果(11-1)	強	一
クロキ	中	中	陰	常高(10)		一	一
クロマツ	速	乾	陽	常高(40)		強	中
コナラ	速	中	陽	常高(20)		中	中
サカキ	速	中	陰	常高(10)		中	中
サンゴジュ	速	湿	陰	常高(8)	果(10)	強	強
ザイフリボク	速	乾	半陽	落高(10)	花(4-5)	一	一
シユロ	遅	中	陰	常高(8)		強	中
シラカシ	速	中	半陽	常高(20)		強	中
スダジイ	速	湿	半陽	常高(25)		強	強
センダングサ	速	中一乾	陽	落高(15)	花(5-6)	中	中
タブノキ	速	中	半陽	常高(20)		強	中
タラヨウ	中	中	陰	常高(10)	果(11-1)	中	中
ナギ	遅	中	陰	常高(15)		強	弱
ナミノキ	中	湿	半陽	常高(10)	果(11-2)	一	一
ナラガシ	速	中	陽	落高(16)		一	一
ナリヒラダケ	速	中	陽	常高(8)		一	強
ネズミサシ	遅	乾	陽	常高(10)		強	強
ネムノキ	速	中	陽	落高(10)	花(6-7)	強	一
ハゼノキ	速	中	陽	落高(10)	葉(10-11)	一	一
ヒイラギ	遅	乾	陰	常高(8)	花(10-11)	強	強
ヒメユズリハ	遅	中	陰	常高(10)		強	中

和 名	生 長	乾 湿	陰 陽	性 状	観 賞 期	潮 害	大気汚染
ビワ	一	中	陽	常高(10)	花(11-2)果(6)	一	一
フジキ	速	中	陽	落高(10)	花(6)	一	一
マテバシイ	速	中	陽	常高(10)		強	強
ミズキ	速	湿	半陽	落高(15)	花(5-6)	中	強
ムクノキ	速	中	半陽	落高(20)		強	強
モウソウチク	速	中	半陽	常高(15)		中	強
モチノキ	遅	中	陰	常高(10)	果(11-12)	強	強
モッコク	遅	湿	陰	常高(10)	果(10-11)	中	中
ヤブツバキ	遅	湿	陰	常高(10)	花(2-4)	強	中
ヤブニッケイ	中	中	陰	常高(15)		弱	中
ヤマザクラ	速	中	陽	落高(20)	花(3-4)	一	弱
ヤマモモ	遅	乾	半陽	常高(20)		強	中
リョウボ	中	中一乾	陽	落高(10)	花(7-8)	一	一
リンボク	中	中	陰	常高(10)		一	一

和 名	生 長	乾 湿	陰 陽	性 状	観 賞 期	潮 害	大気汚染
ア オ キ	速	湿	陰	常低(3)	果(11-3)	強	強
イ ヌ ツ ゲ	遅	中	半陽	常低(3)		強	強
イ ボ タ ノ キ	速	中	半陽	常低(2)		—	—
ウ メ モ ド キ	中	中	陽	落低(3)	果(10-1)	中	中
オ カ メ ザ サ	—	中	陰	常低(1)		—	強
カ ナ メ モ チ	速	中	半陽	常低(3)	果(10-11)葉(5)	弱	中
ク チ ナ シ	速	中	半陽	常低(2)	花(6-7)	中	中
コバノミツバツツジ	—	中	陽	落低(3)	花(4-5)	—	—
コ マ ユ ミ	中	中	半陽	落低(2)	果(10-12)	中	弱
ゴ マ ギ	中	湿	半陽	落低(3)	花(5)(9-10)	—	—
サ ザ ン カ	遅	中	陰	常低(3)	花(10-3)	中	強
サ ン シ ョ ウ	速	中	半陽	落低(3)		—	—
シ キ ミ	遅	湿	陰	常低(3)	花(3-4)	—	—
シ モ ツ ケ	速	乾	半陽	落低(1)	花(5-7)	中	弱
シャシャンボ	遅	乾	陰	常低(3)		—	—
シャリンバイ	中	中	陽	常低(2)	花(5-6)	強	中
シロヤマブキ	速	中	半陽	落低(2)	花(4-5)	—	中
センリョウ	遅	湿	陰	常低(0.5)	果(11-2)	弱	弱
タイミンタチバナ	遅	中	半陽	常低(3)		—	—
ツ ゲ	遅	中	陰	常低(3)		強	中
テリハノイバラ	速	乾-湿	陽	落低(0.5)	花(5-7)	強	—
ト ベ ラ	速	乾-湿	陽	常低(3)	花(5-6)	強	強
ナワシログミ	速	中	陰	常低(2)	果(5-6)	強	強
ニ ワ ト コ	速	中	半陽	落低(3)		—	—
ネ ジ キ	遅	乾	陽	落高(3)	花(6-7)	—	—
ネズミモチ	速	乾-湿	陰	常低(3)		強	強
ノ イ バ ラ	速	中-乾	陽	落低(2)	花(5-6)	—	—
ハコネウツギ	速	乾-湿	陽	落低(3)	花(5-6)	—	—
ハ マ コ ウ	—	乾	陽	落低(2)	花(7-8)	強	—
バイカウツギ	速	中	陽	落低(2)	花(5-6)	—	—
ヒ サ カ キ	遅	乾	陰	常低(3)		強	強
マ サ キ	速	乾-湿	陰	常低(3)	果(11-2)	強	強
マ ユ ミ	中	湿	半陽	落低(3)	果(10-12)	—	—
マンリョウ	遅	中	半陽	常低(0.5)	果(11-4)	—	—
ミヤコザサ	速	中	陰	常低(0.5)		—	弱
ムラサキシキブ	速	中	半陽	落低(1.5)	果(10-11)	—	—
モチツツジ	中	中	半陽	落低(3)	花(5)	中	強
ヤ ツ デ	中	湿	陰	常低(3)		中	強
ヤブコウジ	遅	中	陰	常低(0.2)	果(11-2)	—	—
ヤマツツジ	中	中	半陽	落低(3)	花(4-5)	—	—
ヤマハギ	速	中	陽	落低(1.5)	花(7-9)	弱	中
ヤマブキ	速	湿	半陽	落低(1.5)	花(4-5)	弱	中

瀬戸内海国立公園等連絡会議設置要領

瀬戸内海国立公園管理事務所

1 目 的

瀬戸内海国立公園及び足摺宇和海国立公園の適正な運営と整備の充実を図るため、「瀬戸内海国立公園等連絡会議」を設置し、国と地方の連携を一層密にして公園行政の円滑化と効率化を推進しようとするもの。

2 構 成

瀬戸内海国立公園管理事務所及び関係県国立公園主管課

3 会 議

(1) 会議は、国立公園管理事務所長が招集し、毎年1回4月に開催する。

(2) 会議は、次の事項について連絡・調整を行う。

- ア 国立公園行政と地域行政との連絡・調整に関する事項
- イ 国立公園計画及び事業決定等に関する事項
- ウ 公園施設の整備及び公園事業の執行に関する事項
- エ 風致景観の管理に関する事項
- オ 公共事業等の取扱等に関する事項
- カ 美化清掃活動の推進に関する事項
- キ 自然学習等野外活動の推進に関する事項
- ク その他この会議の目的を達成するために必要な事項

4 地域連絡会議

この会議の目的を達成するため必要に応じ、関係市町村を加えた地域連絡会議を設置する。

5 経 費

会議の参加旅費等は、各構成員が分担する。

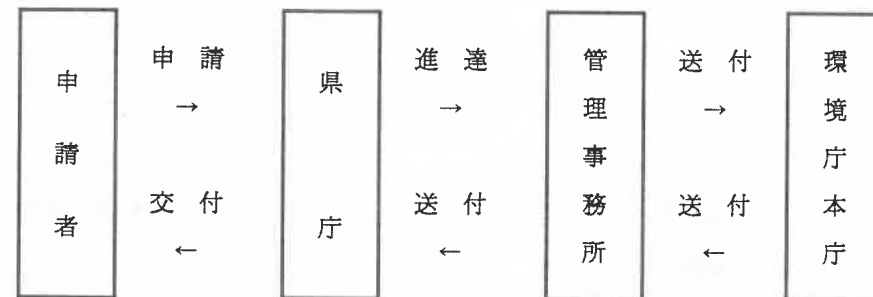
関 連 法 令 等 一 覧

法 令 名	概 要	受 付 窓 口
瀬戸内海環境保全特別措置法 (大分県自然海浜保全地区条例)	*排水処理施設設置の許可 *自然海浜保全指定地区における行為の届出	県 公 害 規 制 課 県 環 境 保 全 課
公 有 水 面 埋 立 法	*公有水面埋立の免許	県漁港課, 河川課, 港湾課
鳥獣保護及び狩猟に関する法律	*特別保護地区内の行為の許可	県 森 林 保 全 課
文 化 財 保 護 法	*現状変更等の許可	県 文 化 課 市町村教育委員会
建 築 基 準 法	*建築物の建築等の確認・検査	県 建 築 課
屋 外 広 告 物 法 (大分県屋外広告物条例)	*広告物の掲出禁止・制限	県 都 市 計 画 課
都 市 計 画 法	*市街化区域, 市街化調整区域内の開発行為の許可	県 建 築 課
森 林 法	*森林計画対象民有林内の開発行為及び立木の伐採の許可, 保安林内行為の許可	県 森 林 保 全 課
海 岸 法	*海岸保全区域内の行為の許可	県 河 川 課
港 湾 法	*港湾区域内の行為の許可	県 港 湾 課
漁 港 法	*漁港区域内の行為の許可	県 漁 港 課
道 路 法	*道路等の占用等の制限	県 道 路 課
農 地 法	*農地の転用の許可	県 農 政 企 画 課
宅 地 造 成 規 制 法	*宅地造成に関する行為の許可	県 建 築 課
国 土 利 用 計 画 法 (県 土 保 全 条 例)	*1ha以上の土地の開発行為の許可	県 土 地 対 策 課
採 石 法	*採石権の設定, 採取計画の認可	県 産 業 振 興 課
鉱 業 法	*鉱業権の設定・制限	県 産 業 振 興 課

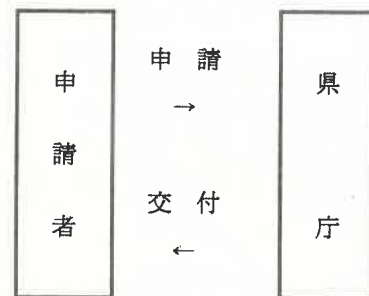
法 令 名	概 要	受 付 窓 口
温 泉 法	*温泉掘削及び動力装置設置の許可	県 環 境 保 全 課
水 道 法	*自家用水道等(100人をこえる)の水質及び施設の基準	県 薬 務 環 境 衛 生 課
水 質 汚 濁 防 止 法	*排水処理に関する規制	県 公 害 規 制 課
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	*一般・産業廃棄物の処理施設設置の届出	県 環 境 保 全 課
旅 館 業 法	*旅館業経営の許可	県 薬 務 環 境 衛 生 課
消 防 法	*建築許可等の同意	消 防 署
食 品 衛 生 法	*飲食店営業等の許可	県 薬 務 環 境 衛 生 課

許認可申請書進達ルート

1. 長官権限（所長専決は管理事務所まで）



2. 知事権限



管理計画作成に用いた参考文献等一覧

- (1) 大分県, 1974, 自然環境保全調査報告書（地形・地質）国東半島地域
- (2) 大分県, 1975, 大分県自然環境保全地域候補地調査報告書 国東半島地域の植物
- (3) 環境庁, 1976, 自然環境保全調査報告書（第1回緑の国勢調査）
- (4) 環境庁, 1976, 自然環境保全基礎調査 大分県すぐれた自然図
- (5) 大分県, 1978, 第2回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書
- (6) 大分県, 1978, 第2回自然環境保全基礎調査 動物分布調査報告書（哺乳類）
- (7) 環境庁, 1978, 第2回自然環境保全基礎調査 動物分布調査報告書（両生類・は虫類）全国版
- (8) 環境庁, 1978, 第2回自然環境保全基礎調査 動物分布調査報告書（両生類・は虫類）大分県
- (9) 大分県, 1979, 第2回自然環境保全基礎調査 植生調査報告書
- (10) 環境庁, 1979, 第2回自然環境保全基礎調査 動物分布調査報告書（哺乳類）全国版
- (11) 環境庁, 1979, 第2回自然環境保全基礎調査 動物分布調査報告書（鳥類）全国版
- (12) 財団法人 日本野生生物研究センター, 1980, 第2回自然環境保全基礎調査 動物分布調査報告書（哺乳類）全国版（その2）
- (13) 環境庁, 1981, すぐれた自然の調査（第1回自然環境保全調査）野生動物選定一覧表
- (14) 環境庁, 1981, 第2回自然環境保全基礎調査 動植物分布図 大分県
- (15) 環境庁, 1982, 第2回自然環境保全基礎調査（植生調査）現存植生図 大分県
- (16) 大分大学教育学部, 1983, 国東半島—自然・社会・教育—
- (17) 環境庁, 1985, 第3回自然環境保全基礎調査（植生調査）現存植生図 大分県
- (18) 大分県, 1985, 日豊海岸国定公園学術調査報告書
- (19) 環境庁, 1988, 第3回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書 追加調査・追跡調査（大分県）
- (20) 環境庁, 1989, 第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図 大分県
- (21) 環境庁, 1990, 自然公園等利用者数調
- (22) 大分県, 1991, 平成3年度大分県鳥獣保護区等位置図

瀬戸内海国立公園大分県地域管理計画策定経緯

平成2年度

- 5月28日 管理計画作成地域の指定通知
- 12月27日 検討会設置，検討員依頼
- 3年2月6日 第1回検討会……趣旨説明，公園概要説明，課題の抽出
↓
課題の整理

平成3年度

- 7月19日 管理計画策定地域の指定通知
- 8月30日 検討会設置，検討員依頼
↓
課題への対応検討
↓
管理計画素案作成
↓
第2回検討会……素案の検討
↓
修正内容検討
↓
管理計画案作成
↓
4年1月27日 中央連絡会議……案の検討
- 2月26日 第3回検討会……管理計画案 検討
- 3月30日 管理計画決定

瀬戸内海国立公園大分県地域管理計画検討会検討員

学識経験者

- 荒 金 正 憲（座長） 別府大学短期大学部教授（植物）
- 小 林 晶 大分大学名誉教授（動物）
- 森 山 善 蔵 日本文理大学教授（地学）

関係行政機関

- 大分県環境保健部環境保全課長
- 大分県商工労働観光部観光振興課長
- 大 分 市 長
- 豊 後 高 田 市 長
- 真 玉 町 長
- 香 々 地 町 長
- 国 見 町 長
- 姫 島 村 長
- 国 東 町 長
- 安 岐 町 長
- 佐 賀 関 町 長